

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 守 口 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年12月2日（月）午前11時から 午前11時50分までの間
開催場所		大阪府守口警察署 2階講堂
出席者	委員	寺井会長、安田委員、裕委員、阪本委員、佐々木委員、大澤委員 小池委員
	警察	署長、副署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、生活安全課長代理 刑事課長代理、交通課長代理、広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日は一日警察署長ということで貴重な体験をさせていただき、誠にありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。 これから歳末・年末に向けて、皆様大変お忙しい時期だと思います。 また、寒い日も続くかと思いますが、市民の安全を守っていただくために御尽力いただけたらなと願っております。 どうぞよろしくお願いいたします。 2 署長挨拶 皆様、本日は歳末警戒部隊の発足式に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。会長の一日署長につきましては非常に貰禄がありまして、素晴らしかったと思います。 私も署長に着任しまして、もう一年が経ちました。この一年を振り返って、守口管内の主な事件に触れますと、今年1月にひったくりからの強盗致傷事件がありました。これにつきましては、防犯カメラの捜査等から犯人を割り出して、逮捕に至りました。2月には交通死亡事故が1件発生しています。高齢の方が自転車に乗っておられて、車と衝突して亡くなりました。この2件が守口署管内で発生した大きな事件・事故であったかと思います。 それ以降は、比較的平穏であり、大きな事件・事故というのは幸いにもありませんでした。ただ、皆さん御承知のとおり、還付金詐欺等の特

殊詐欺はまだまだ被害が止まらず、予断を許す状況ではないということでございます。

先ほど、部隊の発足式でも訓示を述べさせてもらいましたが、首都圏で発生している連続強盗事件を踏まえまして、特殊詐欺も含めてあらゆる犯罪に対応、そして交通死亡事故の抑止に全力に取り組んで参ります。

本日も皆さんから忌憚のない御意見・御要望をいただき、今後の守口警察の運営に反映させて参りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 議題

(1) 改正道路交通法に関して【交通課】

- ・ 自転車運転中のスマートフォンの使用の禁止
- ・ 自転車の酒気帯び運転の禁止
- ・ 守口署管内における自転車取締の現状
- ・ 外国人への交通ルールの周知方法

(2) 夜間帯におけるバイクの騒音対策に関して【交通課】

- ・ 整備不良（消音器等装置整備不良車運転）違反に該当
- ・ 取締り要領

(3) 関東地方で多発する強盗事件を捉えた防犯対策に関して【生活安全課】

- ・ 平素からできる侵入防止対策
- ・ 身近な人が犯罪に加担しないための対策

(4) 各課における業務内容について【各課】

(5) 質問事項に対する回答

【委員】

自転車の飲酒運転についてですが、運転免許証を持っている方が違反した場合、その運転免許証に対して罰則が課せられるということはあるのでしょうか。

【警察】

はい、あります。

自転車の飲酒運転で赤切符を切られた場合、点数制度によらない行政処分を受けます。基本的には、免停になると思っていただければ結構です。

【委員】

先日、新聞で読んだのですが、自転車の酒気帯び運転で二人乗りをされていた方の話で、運転していた人が逮捕されて、自転車を提供して後ろに乗っていた人も確か起訴されたという話だった

議 事 概 要

と思います。

これは一般的に自転車の飲酒運転をしたことで、ある程度あてはまる話なのか、それとも何か悪質な部分があったから逮捕されたのですか。

【警察】

赤切符措置が原則となっていますが、場合によっては逮捕することもあり得ます。

その事案について、何故逮捕されたのか詳細は分かりかねますが、飲酒運転によって事故を起こし誰かを怪我させているとか、逃げたとか、そのような事があれば逮捕される可能性はあります。

【委員】

自転車の飲酒運転で逮捕された場合、運転者は免許停止になる可能性は高いですか。

【警察】

高いです。免許証を持っている人に限っての話ですが。

【委員】

新聞によると、後ろに乗っていた人が自転車を提供したみたいなのですが、後ろに乗っていた人の処分はどうなりますか。

【警察】

後ろに乗っている人は飲酒運転の同乗罪に当たります。

酒類の提供者・同乗者は2年以下の懲役または30万円以下の罰金ということで、同乗罪として処分されているものと思われます。

【委員】

後ろに乗っている人が運転免許証を持っている場合はどうなりますか。

【警察】

免許停止になる可能性があります。

自転車の飲酒運転は、自動車の飲酒運転と同じ罰則なので、取り扱いも同じになります。

【委員】

飲酒後であっても、自転車を押して歩けば大丈夫ですか。

【警察】

押して歩いてもらえば、違反にはなりません。

【委員】

首都圏での強盗事件や闇バイトについて、私たちはテレビでよく見るのですごく理解しています。しかし、闇バイトをする若い

議 事 概 要	子たちは、テレビではなく、Y o u T u b eのような自分の欲しい情報源しか見ないのが現状です。 こういった若い子が見るような媒体を利用して、警察として何か取り組んだりしていますか。 【警察】 学生を相手に、薬物乱用防止教室と併せて、闇バイトの危険性について話をしたりしています。 また、S N Sによる広報活動も行っています。 守口署として、今後はいろいろな機会を通じ、闇バイトの危険性を訴える活動を増やしていきたいと思っています。
---------	---